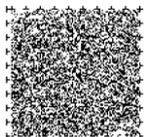


令和5年10月18日

令和5年度第4回

世田谷区障害者施策推進協議会

(注意) 一部、音声コードによる音声と文章が
一致しないことがあります。ご了承ください。



午後 6 時 57 分開会

○障害施策推進課長 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。令和 5 年度第 4 回目の障害者施策推進協議会となります。事務局の障害施策推進課長です。どうぞよろしく申し上げます。

まず、会議の開会に当たりまして、最初に事務連絡をさせていただきます。本日も御覧のように、オンラインと対面でのハイブリッド、併用をしていく形での開催をいたします。毎度申し上げておりますが、オンラインの方につきましては、基本はミュートにいただきまして、御指名をいただきましたら解除していただくということでお願いいたします。

それから、オンラインの方も会場の方も含めて、最初にお名前を名乗っていただきまして、指名を受けましたら御発言いただきますようお願いをいたします。

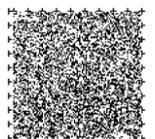
本日の出欠席の状況ですけれども、事前に視力障害者福祉協会、委員からの欠席をいただいております。御連絡いただいている方は欠席は 1 名の状況です。委員の定数の 2 分の 1 以上の御出席、確認できますので、本協議会は成立をしていることを御報告させていただきます。

それでは、まずは障害福祉部長より一言御挨拶申し上げます。

○障害福祉部長 区役所障害福祉部長です。皆様こんばんは。

大分涼しくというか、もう寒く、朝晩なってきましたけれども、体調のほうは大丈夫でしょうか。私、先日、短パン、Tシャツで、まだ大丈夫なつもりでいたら、ちょっと風邪を引きそうになりました。

今日ですけれども、皆さんに大分御議論いただきまして、インクルージョンプランが大分形になりました。今回御報告させていただくもので、基本的には



地域保健福祉審議会というところから答申案として区のほうを受け取る予定となっています。この受け取ったものについては、改めてそこから区のほうで、最終的にインクルージョンプランという形の案として、庁内の政策会議ですとか、そういうものを通して、来年の3月に全部完成するという形なので、おおむね皆様の御意見いただくのは、今日、御意見いただければなと思っていますけれども、そこで、ちょっと今日すぐに反映し切れない部分とかもあるので、もう少し丁寧に必要なところは時間を置いていきたいと思いますが、基本は、本日いただくものをなるべく最終にしたいなというふうに思っています。

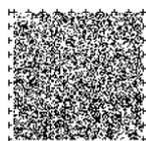
もう1点、あと、手話言語条例ということで、この間ずっと議論もしてきました、次の区議会のほうに提案するような形で、おおむね案の準備が整いました。先日、検討会もちょっと開催させていただきまして、皆様から御了承いただいたような形なので、今日また改めて御報告という形になっていきます。

本日、大きくその2点で御報告させていただきますので、御意見のほう、また本日もいただければと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○障害施策推進課長 続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、名簿ですね。委員名簿、それから、裏面に区の管理職の名簿がついております。こちらがあるかと思います。それから、本日の協議会の次第がございます。資料1としまして、このたびインクルージョンプランの答申案のところ、かがみ文がまずついていまして、資料1-1としまして答申案の冊子のものがついていきます。資料1-2として、この答申案の概要版があります。その次に資料1（参考1）がついておりまして、こちらが、9月に行いました、このせたがやインクルージョンプランに対するパブリックコメントの実施結果を



おつけしています。こちらもホッチキス留めのものですね。続いて、資料2が、世田谷区手話言語条例（案）についてというものがあまして、これもホッチキス留めです。資料2-1としまして世田谷区手話言語条例（案）というもの。この資料2-1は、ほぼ条例の体裁を取ったものとしておつけしています。続いて、資料2-2が、この手話言語条例の素案と案を比較する形で資料にしたものとなっています。最後に、番号はついていませんけれども、本日、皆様からの御意見をいただくための用紙をおつけしていると。

配付している資料は以上となります。

資料は以上となりますが、過不足がありましたら事務局のほうにお声かけください。

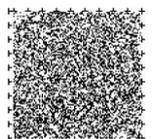
あわせて、前回の協議会の議事録もお配りしておりますので、こちらも御覧いただければと思います。

なお、毎回のことですが、こちらの議事録、発言者のお名前を伏せた形で公開になりますので、御承知おきください。

それから、今回も机上には置いておりませんが、現在のせたがやノーマライゼーションプランの冊子ですとか、事務局のほうで用意しておりますので、御覧になりたいという方についてはお声かけをしていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては部会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○部会長　こんばんは。本当に秋らしくなって、今、とってもキンモクセイがいい香りで、何かちょっと幸せな気分になるなというふうな感じです。でも、ちょっと脱線しますが、今日、昼間のニュースを見ていたら、ガザの病院が爆



撃されて500人もの方が亡くなったというようなニュースを聞いて本当につらくなってしまっ。このインクルージョンプランでは医療的ケアのある方への支援とか、本当に厳しい状況にある方の命を守ることが、とても整理をされたと思います。一方で、そんなふうに、むげに命を奪われるというふうな現実もあるというのが、何か本当につらくなってしまふんですが、やっぱり私たちとしては守るといふところで、今日しっかりインクルージョンプランについて検討して答申案を出したいと思ふので、よろしくお願ひします。

では、協議事項に入らせていただきます。

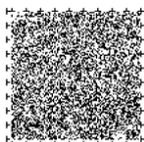
せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―の策定にあつての考え方といふことで、資料についての説明を事務局からお願ひいたします。

○障害施策推進課長 事務局です。

資料1の最初の、かがみ文を御覧ください。「せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―策定にあつての考え方について【答申案】」といふものとなります。本日は推進協議会ですけれども、10月26日に地域保健福祉審議会で、この形で答申をいただくといふことで準備をしているものになります。表紙がついています。趣旨としましては、この答申案を取りまとめたので報告をしますといふ趣旨が、まずございます。

2の計画策定にあつての考え方、前文と概要版のとおりといふことで文章をつくっています。

それから、3の今後の計画策定の流れですけれども、国が定めます基本的な指針といふものがございますので、これに基づき定めます障害福祉サービスのサービス量ですとか成果目標とともに、審議会や区民などの意見も踏まえ



して、重点的な取組ですとか施策の取組などについての計画案に反映させていくことを考えています。

スケジュールですけれども、10月26日が地域保健福祉審議会、6年、年明けですね。計画案となりまして、また、皆様のほうにも2月に御確認をいただきます。区議会の福祉保健常任委員会にも報告をさせていただきますまして、3月に計画策定というふうに進んでまいります。

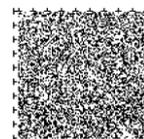
次の資料です。資料1-1を見ていこうと思うんですが、もう1つ、今日は資料1-2という概要版もあるんですが、基本的にはこちら、1-1という前文のほうの冊子で、今日御説明できればと思っています。

ちょっと分厚い冊子ですけれども、1-1の冊子を御覧ください。といいますが、基本的に前回、前々回と、この冊子状のもの、御説明をしておりますので、どこが変わってきているかというところを、かいつまんでお話しできればなと思っています。

形としましては、答申案というふうに表示に出てまいります。

めくっていただきますと、基本理念や目次という形で進んでまいります。

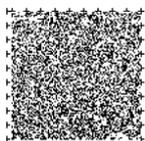
最初のほうは、ほとんど変わっておりませんで、まず、10ページ目を御覧ください。冊子の下の真ん中あたりにあるページ番号で見ていきます。10ページにSDGsの項目のことが出てまいります。その文章の下あたり、下線が引いてあったり、少し色が薄くなっているものがありますが、ここが変わってきている部分ですね。SDGsの取組が記載してございますので、この計画においても関連性を意識して施策を推進していくんですということを付け加えております。この下にあるような幾つかのSDGsのゴールを並べているような形になっています。



では、進んでまいります。変わってきた点、それから、ちょっと飛ばしまして、53ページです。重点取組7、障害理解促進・差別解消というページになっています。真ん中あたりに下線が引いたところはございますが、読んでいきますと、「障害福祉サービスの提供等に当たっては、同性による介助の確保などを基本としつつ、利用する側と支援する側の双方に性の多様性があることを理解するなど、人権に配慮した対応を行える環境づくりが必要です」というふうに加えています。後ほど少し御覧いただく資料の中では、パブリックコメントの御意見もありますが、性の多様性あるいは性的少数者の方への配慮というんでしょうか。こういった意見も多数届いております。ここで記載しましたのは、支援をする側も利用する側も、双方とも性の多様性があるんだというところについても、きちんと理解をしていこうということも加えている形になります。

ページ、進んでまいります。59ページを御覧ください。中項目、「守る」という項目ですが、こちらも同様というんでしょうか。御指摘を受けながら加えているものです。昨年度、区のほうで制定しました条例の中で、障害のある方も生物学的な性別や性自認、性的指向、そういうことはあると思うんですが、そういう方がいらっしゃると思うんですが、年齢、障害の状態その他の事由またはこれらが複合した状態に起因する社会的障壁の除去の実施についてと。これは配慮が必要なんだということを条例でも定めておりますので、この1文を入れているというものです。

続いて進んでいきますが、63ページを御覧ください。こちらは障害者の地域生活支援拠点等の整備についてということ、基本的には国の提示している5つの機能を表でお示ししておるんですが、その真ん中あたりというんでしょう

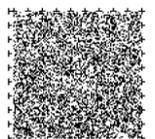


か。区の今の方向性として、昨年、4年10月から相談と緊急時の受入れ対応、地域の体制づくりという3機能を、北沢地区でモデル実施をしていると。今後は体験の機会や専門的人材の確保・養成の2機能を整備していくんですということを加えました。

進んでいきます。それから、74ページですね。67という施策の番号がありますけれども、入所施設ですとかの地域移行に関する項目がございまして、1つは、主語のところを少し加えた形で、梅ヶ丘等の入所者への地域移行支援というところに直しています。それから、下のところ、「また」というところなんですが、グループホームに入った方も希望に応じて、ひとり暮らし等に向けた支援が提供されるように取り組んでいくんですと。今、国のほうで、令和6年度からの障害福祉サービスの報酬改定などの検討をしていると思うんですが、こういったところでも、グループホームがどうやって、ついの住まいではないんだということ、ひとり暮らしに向けた支援が提供されるようにというところが出てくるので、加えている形になります。

それから、めくって進んでいきますが、78ページのところです。こちらは精神科の関係の方が多いんでしょうか。デイケアの充実というところで、保健福祉センター健康づくり課の事業のほうでのところが、少し表現が変わってきています。

進んでいきます。85ページへお進みください。上のほう、106という、本人の意思決定を尊重した相談支援という項目なのですが、現在のノーマライゼーションプランにも記載はしておるんですが、まずは、セルフプランの方もいらっしゃる計画策定のところがちょっと抜けていたので、そこは加えているような形で、セルフプランの尊重ですとか意思決定支援について理解を深めていく



んですということを入れています。

続いて、87ページ、118という施策番号になっておりますが、障害者や家族の緊急時の対応というところの、今の緊急時バックアップセンターのことを記載しておりまして、その後ろのところ、家族全体の調整ですとか生活の立て直しが必要な場合には、総合支所保健福祉センターや相談支援機関と連携して対応するんだというところ。こういったセーフティーネットに関する記載を少し厚くしているような形になります。

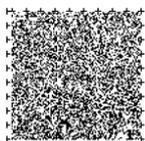
それから、95ページにお進みください。「望むワークスタイルを実現する」という項目で、多様な働く場の拡大のところでの一般企業への就労を目指すということですか、あるいは、その下の希望する働き方のところでは、経済的な困窮という理由のところを1つ加えているような形で変わってきています。

あとは全体の構成の部分ですけれども、今回のところ、106ページ以降なんですが、今まで表が入っていなかったのですが、「成果目標等」というページがありまして、これ以降、何ページかにわたって表をつけていまして、数字はこれから入るんですけれども、こういった形で、106ページから何ページかにわたって入っていくという形で今回は追加をしております。

あとは、最後、120ページのほう。「計画の進行管理」というページですけれども、また下線のところで、この施策の評価・検証の考え方のところ、マネジメントサイクルの視点を持ってやっていくんですということを加えているような。それが120ページで書いてございます。

前回から変更になった部分は以上となります。

○部会長 御説明ありがとうございました。本当に新しい流れも含めて、いろんな方の御意見を丁寧にまとめていただけたと思います。



修正部分についての説明が主でしたが、今の御説明、それから、この答申案全体について御質問や御意見、お気づきのことがおありの委員の方、いらっしゃいましたらば、お願いをしたいと思います。

○委員 青鳥特別支援学校PTAです。

ちょっと質問なんですけれども、74ページの67番で、今、お話をグループホームというのは、やっぱりついのすみかではないということで、付け加えた本人の希望において、ひとり暮らし等に向けた支援が提供できる取組もあるということなんですけれども、私も将来のためにグループホームで働いたりとか、そういうこととして、現場のこととかを見てみたんですけれども、やはり普通の住まいではないと感じているんですが、この書き方だと、グループホームにいられないのでひとり暮らしさせるみたいな感じに、ちょっと受け取っちゃったんですけれども、最終的に、ひとり暮らしに子どもがなっちゃうと考えると寂しい思いがあるんですけれども、そうではなく、ほかの入所施設とか、そういうものが一切出てきていないところに不安を感じるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○障害者地域生活課長 障害者地域生活課長と申します。よろしくお願いたします。

こちらなんですけれども、入所施設等から地域移行の支援ということで、基本的には、今、ついのすみかとしての入所施設は増やしていく方向性はないということがございます。そういったことで、基本的には地域の中で暮らしていただく。今は整備方針とかを立てまして、グループホームのほうを整備させていただきながら、重度の方でもそこで住まえるような形で、今、進めているところですが、ただ、国のほうの方向性とかを見ていきますと、グループホーム



がついのすみかではなくて、地域の中で、ひとり暮らしだけじゃないかもしれませんが、その方が暮らしやすいような暮らし方ができる。そういったところを目指さなきゃいけないというところで、今回ちょっとこのような形で記載はさせていただいていますけれども、基本的には、それぞれの方々がそれぞれ選択して、こういった暮らし方をしたいよというところができるようなことを目指していく形になろうかと思えます。

○委員 ちょっと何か大事なところが、ふわっとさせられた気分です。本当に動かなくなると年を取ったときに、ひとり暮らしとか言われて、入所はないって言われても、国の方針もそうかもしれないんですけども、ちょっとそこは不安です。

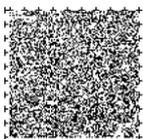
○障害施策推進課長 障害施策推進課です。

いろんな受け止め方があると思いますので、いただいた御意見も踏まえながら、表現については考えさせてください。グループホーム、ひとり暮らしの方、それぞれ個別の方に応じた住まい方はあると思っております。

○部会長 今回の委員からの御質問に関しては、グループホームの暮らしもあるけれども、御本人の希望に応じて、ひとり暮らしでいこう、いろんな選択肢があるよということが、もう少し明確になるような表現を工夫してください。

○委員 全く同じことを感じたので、今の書き方だと、国の施策の目指しているところの、ついのすみかではないというところで、ひとり暮らしを強調しているような印象を受けてしまうので、あくまでも、ついのすみかかどうかというのは、やっぱり選べるのも本人の選択が大事なんだということが目立つ書きぶりになればいいなというふうに思ったところです。

私も同じようなことで、やっぱり気になっているのが、インクルーシブ教育



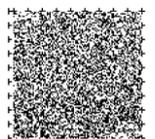
の推進なんですね。昨今話題の、このインクルーシブ教育ですが、これも、これは今、52ページと98ページにありますけれども、この、全ての子どもが共に学び共に育つことができるインクルーシブ教育の推進という言葉も、すごく誤解されやすい表現だなと思っていて、共に学ぶとか、地域で暮らすとか、ポジティブに取りやすい表現でも、大事なのは本当に本人の選択なんだというところがないと、欠けていると、その施策に乗せられてしまう感じがするんですね。

ここで大事なのは、特に私がやっている自閉症とか発達障害の領域だと、感覚の過敏があったり、いろんな理由で、共に学ぶという選択よりも、やっぱり配慮が必要な場で別の選択をしたほうがいい子たちというのは、いっぱいいるので、なので、そこは共に学ぶがゴールではなくて、いろんな選択肢が選べるということがゴールだと思うんですね。

だから、このインクルージョンプラン全体を通して、そこの部分が大事にされていることがすごくいいと思っていて、暮らしにしても、教育にしても、何にしても、いろんな選択肢の中から本人の希望ができるだけ実現できるようにというところが、目指すところなんですというところが、共通して一貫していることというのが、すごくこれに必要なことなのではないかと思いました。よろしくをお願いします。

○部会長 委員、ありがとうございました。

今回のインクルージョンプランになったときの1つの特徴というのが、表紙の裏の基本理念のところに「選択した」というのを新たに入れたんですね。今、委員がおっしゃったように、暮らしの場も学ぶ場も御本人が選択できるというのがこれの特徴なんだけれども、インクルーシブ教育に関しては、ちょっ



とそういうふうには読めない書き方になっているというあたりで、では、ここも工夫をしていただくということによろしいですか。

○教育総合センター支援教育課長 支援教育課です。いつもお世話になっております。

インクルーシブ教育推進のところでは、教育のほうでも今、計画を策定しております。教育振興基本計画というものなんですけれども、その大きな前提のところでは、共に学び共に育つという言葉、理念があるような状況です。

ただ、今、会長もおっしゃってくださったように、教育においても、やはりそこは選択が大事だというふうに考えております。やはりインクルーシブ教育が、今、世の中の的には推進というところがありますけれども、特別支援学級ですとか、いろいろな学びの場を選択したい、選択をされる方も多くいらっしゃる中で、1人1人の御本人なり保護者の方の希望を尊重しながら、学びの場も確保しつつ進めていきたいと考えております。

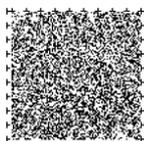
○部会長 御説明ありがとうございました。

ということで、やはり多様な学びの場の確保ということで、御本人の選択を尊重する。御家族も含めてということですが、事務局のほうからさらに何かございますか。

○障害施策推進課長 担当課長がお答えしたので、それで。

○障害福祉部長 障害福祉部長です。

今、教育のほうを課長のほうでお答えいただいて、考えているところは同じです。我々も、このプランをつくるに当たって、今、会長のほうからも御紹介いただきましたように、選択を支えるということターゲットにして入れていますので、改めてその視点で、先ほどの住まいのところもそうですけれども、



選択というキーワードに対して、ちょっと違和感があるようなところについては、改めて最終案、出来上がるころまでには点検をしつつ確認をしていけるといいかなと思っています。ありがとうございます。

○委員 今の話の流れとは違うんですが、よろしいですか。

○部会長 ごめんなさい。では、その前に、教育御専門の委員、横浜国大の。何か今の議論の関連で補足があればお願いをしたいと思いますが。

○委員 今、御説明いただいた趣旨、私たちは振り返って、決して繰り返してはいけないものは何かというと、とにかく投げ込みのような状態ということで、共に学ぶんだというふうなことの流れの中で、そういった投げ込みのような状態というふうなことになっては、決してそれはあってはいけないことということで、そういった意味では、今お話しいただいたような、それぞれの教育的ニーズに応じて学びの場を選びつつ、必要な力を身につけていくことが前提となって進めていくのが、やはり流れかと思いますので、今の議論で進めていただけると大変いいかなと思いました。

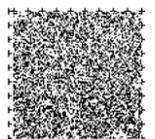
○部会長 ありがとうございます。

教育関連では、ほかに何か御発言がおありの委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、親の会の立場で、委員、お願いいたします。

○委員 手をつなぐの親の会です。

今回追加になっているところで、85ページの106番のところなんですが、「セルフプランの尊重や意思決定支援について、研修等により理解を深めていきます」というような形で入っていらっしゃるんですけども、セルフプランについては私もいろいろ思いはあるんですが、それは知的障害の親であるというこ



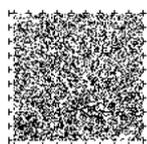
とがあるので、ちょっとそれは一回置いておいて、セルフプランの尊重と意思決定支援が並列になっているのが若干違和感があって、どのような研修をこの2つのテーマについてお考えなのか、お伺いできればと思います。よろしくお願ひします。

○部会長 ありがとうございます。セルフプランと意思決定支援が並んでいるというあたりに違和感がということですが。

○障害施策推進課長 事務局です。

研修等という中身としては、意思決定支援に、あるいは権利擁護も関わってくると思うんですが、そういったところへの研修で理解を深めていくことを考えたいと思っています。その中で、御本人によるセルフプランということもあるんだということが、少し触れられてくる。そのぐらいのイメージで今はおりました。実際の中身につきましては、これからもう少し詳細を詰めていく部分かなというふうには思っております。

○委員 まだちょっと私は理解できていないので、あれですけれども、特に我々のような知的障害の家族からすると、セルフプランは御存じのように、本人はなかなかつくれないので、親や家族がつくっている。その結果、計画相談の事業者となかなかつながることができなくて、言ってみれば支援者とのつながりがセルフプランによって薄くなってしまっているという状況があるので、当然、御本人で、いろんなことができる方であれば、エンパワーメントというのは大切だと思うんですけれども、それが難しい立場の人間にとっては、計画相談にいかにつながるか、セルフプランをどう解消していくかというのが重要だというのが、ずっと思っているものですから、そういった障害特性の部分の立場から言わせていただくと、そちらの方向性を、この計画とは直接ではない



んですけれども、押さえておいていただきたいなというふうに思ったので発言させていただきました。取りあえず以上で結構です。

○部会長 委員、ありがとうございました。

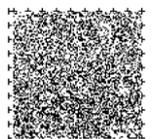
計画相談の充実というのはとても重要だと思いますし、まだまだ人材不足みたいなことなんかも言われますが、やっぱりそのところを手厚くしつつ、でも、世田谷としてはセルフプランを持つというような並びは、私はとても大事だと思うんですが、今の委員の御意見なんかがきちんと伝わるような、また書きぶりの工夫をお願いできたらと思いましたが、委員、大事な御指摘ありがとうございます。

この答申案との関連で、ほかにお気づきのこと……。

○委員 ありがとうございます。

95ページをお願いいたします。多様な働く場の拡大のところですか。ありがとうございます。136番なんですけれども、これは多分、前の案だと一般企業への就労を基本としというような前提になっていたもので、それを今日御提案の、一般企業への就労を目指しますというところで整理をしていただいたものと理解をしています。

その上で、確かに、法定雇用率に算定されない短時間労働、雇用も一般企業での就労になりますけれども、農福連携事業だとか、ここでは多様な働く場の拡大というふうに言っているのだから、最後の一般企業への就労を目指しますとなると、本当に世田谷区は一般企業への就労を目指しますというふうな関係性になってしまいますので、例えば最後のところ、多様な働く場の拡大に取り組み、一般企業への就労可能性を高めていきますとか、多様な働く場の中には、必ずしも一般企業で働くこととはリンクしないものがあり、ただ、そういうよ



うな経験を通して、結果として一般の職場で働くようなところを目指すということは、もちろんいいことだと思うんですけども、文章の組立てとして、やはり一般企業への就労の可能性を高めていきますとか、何かそのようなほうが誤解がないのかなと思ったところです。

すみません。修正していただいた上で意見になってしまいました。よろしくお願いいいたします。

○障害者地域生活課長 障害者地域生活課長でございます。ありがとうございます。

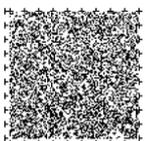
確かに、働き方って多様な働き方があるって、一般就労、企業への就職だけが障害者の方の働き方ではないというふうに思っております。ただ、法定雇用率等々、今回引き上げられたりとかということで、一般就労がしやすくなるという環境は、これから整備されてくるのかなとは思いますが、やはりその方が、できるだけ望む働き方ができるような、その選択肢を増やせるような働き方というものを拡大していきたいと思っておりますので、その辺の書きぶりは、ちょっと考えさせていただければと思います。ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。

ここも多様な働く場ですので、本当にプレッシャーがない場で自分らしく働くみたいなことが、確実にできるんだみたいなところが明確になるような、また書きぶりの御検討をお願いしたらと思います。ありがとうございます。

○委員 重症心身障害児（者）を守る会です。

47ページの重点取組1、医療的ケア児（者）の支援というところで、最近、医ケア児支援法が成立して3年目になり、どれくらい充実してきたかというのを、よく見直す機会になっているんですけども、この中で、ちょっと今の時



点で見返してみましたら、やはり親の離職防止が加わっていませんで、取組の方向性など、または、88ページの「家族を支援する」というところでも、やはりそのような記載がございませんので、その部分はとても大事で、親の離職を防止するためには、どのようなことを課題とすればいいかというのが見えてくるかと思しますので、ぜひ親の離職防止を加えていただきたいなと思って言いましたけれども、どこかありますでしょうか。教えてください。よろしく願いいたします。

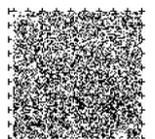
○障害保健福祉課長 障害保健福祉課でございます。御意見ありがとうございます。

今、医療的ケア児のほうの支援を進めておりますが、まだなかなか親の離職の防止まで手がついていない、進んでいないところもございますので、今後そういう視点も持ちながら、医療的ケア児の保護者の方の支援を進めてまいりたいと思しますので、御意見を受け止めさせていただきまして、今後どう反映させていくか検討させていただければと思しますので、よろしく願いいたします。

○教育総合センター支援教育課長 改めまして、支援教育課です。

今、区立小中学校、あと区立幼稚園と認定こども園については、現状も医療的ケアの必要なお子さんの支援等を行っているような状況ですが、それらを踏まえ、あと、法律の趣旨も踏まえて、来年度に向けて、今、医療的ケアの実施のガイドラインというものを策定しております。

また、それと併せて議会からも今まで要望のありました、人工呼吸器を使用されている保護者の方、今、学校では、医療的ケア看護師がその部分、人工呼吸器の管理はできない状況で、保護者の方に付添いを求めているところなん



ですが、こちらについても、今、保護者の方の付添いから段階的に看護師のほうに管理をできるような体制について考えている状況です。

今、課長からもお話があったとおり、なかなか医療的ケアが必要なお子さんの保護者の方の支援というところは、まだまだ不十分なところがありますが、引き続き、教育としても保護者の方の負担軽減や離職の防止に向けた取組を進めてまいりたいと思いますので、いただいた御意見を受け止めたいと思っております。

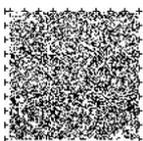
○部会長 ありがとうございます。

まず、委員が離職の防止というあたりを指摘してくださいまして、放課後デイとか、いろいろ世田谷としても工夫をしていると思うのですが、やっぱりそのところはきちんと言葉にさせていただいて、働き続けられるんだぞということを明確にさせていただくことが必要ですよ。ありがとうございました。

教育のほうでもいろいろと検討してくださっていますので、では、ここのところもちょっと修正していただけたらと思います。ありがとうございます。

○委員 区民委員です。よろしく願いいたします。

2点ありまして、最初に、自分自身が思い当たったところが、81ページ、94の移動支援事業の実施のところで、前回も発言させていただいて、大変よく改善してくださっていて感謝申し上げます。その上で、もう1つ補足なんですけれども、この移動支援という言葉尻なんですけれども、言葉なんですけれども、移動支援という障害福祉サービスのサービスと、この移動を支援するんだという支援、言葉の問題なんですけれども、移動支援という言葉に2種類意味がありまして、障害福祉サービスの移動支援という名称を指すのと、単純に移動を支援するという、2つの意味合いがあると思うんですね。

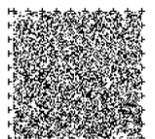


福祉サービスの移動支援という、サービスの名称として捉えない方がいいんですけれども、実際にサービスを利用なさる方は、移動支援という福祉サービスの名称と混乱してしまった場合、例えば視覚障害の方ですと移動支援は恐らく使えず、その代わりに同行援護という、視覚障害の方に特化した障害福祉サービスの名称があったりですとか、それから、行動障害の方に関しては行動援護という、同じく移動を支援する際のサービス、障害福祉サービスの名称がありまして、その辺が混乱してしまう方があるかもしれないなと思ったので、自分なりに、自分だったらどのようにこの文章をまとめるかと考えてみたんですけれども、その場合、ちょっと読ませていただきますと、94の社会参加や余暇活動等のために外出する際に、移動に伴う困難時の支援を各障害種別に特化した（対応する）サービスの下、専門ヘルパーにより提供しますという意味になるのかなと思ったんですけれども。

すみません、大変ちょっと専門的、マニアックなんですけど、そうすると、障害福祉サービスの移動支援のことではなくて、それぞれの障害に応じたサービスの下で、それぞれの障害に特化した研修を受けた専門ヘルパーが、移動に伴う困難時の支援をしてくれるんだなという意味合いになるのかなと思いました。すみません。ちょっと細かくて。

それだけを発言するつもりだったんですが、さっき先生が発言された85ページ、106のセルフプランのところは同じ違和感を感じたので、ちょっと補足させていただいて、もしかしたら先生がおっしゃりたかったことは、こういう意味なのではないかなとも思いましたので、発言させていただきます。

私、計画作成をまさにしていたので、よく分かるんですけれども、このセルフプランを利用されている方は2種類ありまして、1種類目は、先生がおっし



やっていたように、御本人、当事者ではなくて家族がつくっているセルフプランというものがあまして、もう一方、もう1種類は御本人ですね。具体的に多いのが精神障害の方でしたり身体障害の方。御自分で意思の表示ができて、こういう生活をしたいから、1週間ここに通ってこういう生活をしたいんだ。そして、それを言えるし、文書にまとめることができたりする方がつくっているものの2種類あります。

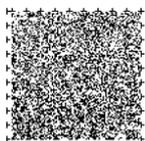
後者のほうのセルフプランに関しては、この106番の本人の意思を尊重してというところは、ちょっと違和感が発生してくるのではないかなと思うんですね。なぜなら、最も御本人の意思を踏襲したものがつくりやすいからです。ただ、前者の渡部先生がおっしゃっていた御家族が代理でつくっている場合は、作成者の意向が本人の意思とは異なっていたとしても、御家族だったり親御さんの思うままにセルフプランがつくられてしまう可能性があるんで、その場合は御本人の意思を尊重した観点が大変大切になってくるので、そこのところが106番に関しては混同されているかなという違和感を私も感じました。

○障害施策推進課長 事務局です。御意見ありがとうございます。

移動支援の関係のところでは具体的な御提案もいただきましたので、できれば本日の意見用紙でいただくと、後ほど確認しやすいので大変助かります。お願いいたします。それから、移動支援のところ、セルフプランの関係のところも、言い回しについては、もう少し工夫すべき点はあるかなというふうには思っておりますので、またそれは、この年度末に向けた案のほうに向けてというところは考えていきたいと思えます。

○部会長 事務局から回答ありがとうございます。

あと、今、委員の御意見を聞いていて、セルフプランって結構、障害児の場



合も多いわけですがけれども、そのところは全く本当に御本人の思いみたいなものとか、どれだけ尊重されているかみたいなものも悩ましいかなど、御意見を聞いていて思いましたので、なかなかここをどう整理するかは難しいかと思いますが、よろしくをお願いします。

移動支援に関しても、いろいろありがとうございます。

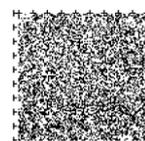
○委員　こんばんは。僕も実はセルフプランで、やはり手直しというか、なかなかこう、1つだけ重要度というか、要は、障害支援の事業所は、あまり少ない、潤沢にないというのもあって、新しい場をつくるのに、もううちは難しいですみたいなことで断られちゃうケースもあるというのを聞いたことがあります。だから、いろんなケースというか、積極的なセルフプランと、ネガティブなというか、本来そうしたくないのにセルフプランになっている部分とがあって、これはやっぱりきちんと把握して、どういう対応が大事なのかというのを外部に、そういう必要はあるなというのを感じました。

それと、パブリックコメントを読ませていただいたときに、ちょっと思ったことがあるんですけども、いいですか。

○部会長　どうぞ。

○委員　パブリックコメントの中に今回、結構鋭い御指摘というか、ああ、そうなんだというようなコメントが結構あったかなという印象があって、1個、やっぱり1点目は、計画の名称、その部分が結構横文字で分かりにくいと。ノーマライゼーションがやっと分かったのに、また分からないと困るみたいなふうに捉えられているかなって感じたんです。

名前を変えろとは、それは言えないので、そこはちょっと譲歩して、計画の8ページのところに名称に関しての解説というか、何でこの名前にしたのかと



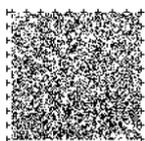
というのが書かれている場所があって、ここにちょっと、これは分科会ですから審議会になるのかな。議論の中で、やはりその議論は出たし、でも、あえてこれを使うことで、この言葉を国の裾野に広げていこうという決意を持ってつけましたというふうなことを、一文入れていただけると、何か答申っぽいというか、我々が意見は出して、実際に、この横文字どうなのという議論はあったわけですから、そういうことは分かった上で、あえてやっているというふうなことをちょっと入れたいかなって、パブリックコメントを読んでいて思いました。

それと、パブコメ集の7ページのところに成年後見の問題が書いてあって、これは結構難しいけれども、もうこれは実際、勧告とか国連のとかというのは、そんなに意識しなくてもいいのかもしれないけれども、やっぱりそういう指摘がある中で、この後見人制度の充実とか推進を図っていくということを書いちゃっていいのかなというのは、ちょっと分からなかったです。以上です。

○部会長 委員、いろいろありがとうございます。

セルフプランについては、断られてしまうので、やむなくセルフプランになってしまうというようなこともあるというあたりは、本当にこれから相談支援をどう充実していくかみたいなことになってくるのかと思いますが、もし何か事務局のほうであれば、お願いを……。今よろしいですか。

○障害施策推進課長 セルフプランになっていらっしゃる方は、現状で確かに、自らの意思で自分はプランを立てるんだという気持ちを持っていらっしゃる方と、やむなく家族などの支援を得ながらやっという方、いらっしゃるだろうというのは認識をしております。気持ちとしては企画相談を頼みたいんだと。それから、計画相談支援のほうにつなげる形は、これからはしつか



りやらなきやいけないなというようなことは考えています。

一方で、先ほど国連の勧告の話でありましたけれども、これ、実は、結構重たい意見をいただいているというふうに思っています。セルフプラン、先ほど意思決定支援の話もありましたが、意思決定の支援なのか、あるいは意思決定を代行してしまうのかというところを今から議論があるのかなと。国連の勧告の中では、意思決定を代行する制度を廃止する観点からという意見をいただいているので、これを日本政府がどう受け止めていくかというのも本来はあるんだろうと思います。ただ、私たちのレベルで、あるいは、この計画をつくるという中で、なかなか組み込みづらい部分はあるのかな。ただ、そういう意見があるということはきちんと受け止めながら、次の3年間は過ごしていくのだろうと、そんなような形で捉えているところにはなります。

感想も含めてですが、以上です。

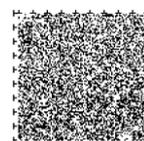
○委員 ありがとうございます。

○障害福祉部長 障害福祉部長です。

先ほどの成年後見の話で、実は、これとは別に地域保健福祉の総合計画という計画がありまして、その計画の中には、実は、成年後見に関する計画の部分の記載なんかもありますので、そこと調整とか整合を図りながら、今、宮川課長から説明させていただいたような、難しい課題を今時点でどこまで書けるかというのはありますけれども、ちょっと整理させていただきたいと思います。

あと、パブリックコメントを受けてのインクルージョンプランのところの記載。うまく書けるかどうか分からないですけれども、工夫をできればなと思いますが、書けるかどうかも含めて考えてみます。以上です。

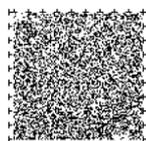
○部会長 ありがとうございます。委員も納得していらっしゃるのです。



私も、成年後見制度にはいろいろ関わっていたりするんですが、やっぱりあれは国連が、2006年に条約ができて、12条の法の前に等しく平等というあれが出てきているのが、すごく日本に影響を与えて、今、法務省なんかは厚労省等を含めて、民法改正が2030年くらいには実現するんじゃないかというような、もっと早いかもしれないみたいな流れがあるので、国の動向なんかも踏まえて、またいろいろ検討することになるのかなみたいに思いましたが、でも、私は改正が結構いい方向に行くんじゃないかって。そのためにも、ぜひ当事者の方たちも頑張ってくださいますので、よろしく願いしますみたいに思っています。いろいろ大事な御指摘をいただいていますけれども、ほかに何かございますか。

○委員 この中に、家族支援という言葉がいろんなところで出てくるんですけども、実際に私たちの子どもが学校を卒業した後、学校の中には、今、放課後デイがあるから、それなりに大丈夫な時間まで預かっていただけますけれども、実際、卒業してしまうと、帰ってくるのが3時半からというところもありますし、そうすると、家族にとって、その時間から家にいなければいけない。その後の時間をどう過ごそうかということが、すごく問題になってしまっていて、ヘルパーさんとかを全員が使えれば、それはそれにこしたことはないんですが、ヘルパーさんも数に限りがありますし、家にいる時間、帰ってきてからの生活の場、生活の時間、そういったものを全て家族が負担しなければいけない。その取組についてが、ちょっとどこにもないような気がしたんですが。ごめんなさい。もし私が見落としていたら申し訳ないんですが、どの辺に当たるのか、教えていただければと思います。

○部会長 このところは、学校に行っている間は放課後等デイで6時ぐらい



まで保障されるけれども、就労Bとかに行っている場合は4時ぐらいには帰ってきてしまってというのは、いろいろ指摘されていますが、この中には書き込まれていなかったでしたっけね。

事務局、何かあったらお願いします。

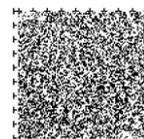
○障害者地域生活課長 障害者地域生活課長です。

すみません。明確に、その部分でどうこうという記載は、この計画にはないかなというふうに思っています。この課題は結構重要な課題といたしますか、重い課題かなというふうに受け止めていまして、なかなか直接的に施設とかで、そういった児童の放課後デイみたいなサービスが、明確には国の制度として示されているものが、なかなか皆さん働いている方、皆さんのものを、時間を預かるようなことができるような制度は示されていないという中で、どうしていくのかというところがちょっと課題かなというところで、多分、施設だけではなくて、いろんな在宅サービスですとか、いろんなものを使いながら何とかしていかなきゃいけないという部分と、国のほうにも、いろいろとそういったところも認識を持っていただいて、そういったものができるようなところも出していただけるように要望していくことも大事かなと思っていますので、私は、今の段階で、これができるって、なかなか課題認識は持っているんですが、できていないというのが現状です。

この計画にどう書くかというのが、ちょっと難しいところではあるんですけども、そこはちょっとまた。

○障害福祉部長 障害福祉部長です。

今ちょっとお話しさせていただいたように、確かに、ちょっと書き込み自体がないというところはあります。今、確かに施策としてこうします、こういう



方向で取り組みますと直接的に書けないのは申し訳ないなと思いますけれども、ただ、課題とか背景的なところとして、この中に全く記載がなく抜けてしまうと、その先でもまた忘れ去られるようなことがあってはいけないなと思うので、国への要望等も含めて、折を見て、きちんとそこをお伝えしていくことはもちろんなんですけれども、御家族の立場から見たこと、それから、御本人の立場で見たところ、それが、それぞれのライフステージに応じて、きちんとどれができていて、どれができていないのか、そういう点検にまで、ちょっとまだ、すみません、行き着けていないなというところと、それから、障害の種別によって、これは大丈夫、だけれども、どうしても困難な人があって、実は、ここの障害のところだと考えると、どうしてもこれがないと生活できないというのが、はざまになってしまったり、抜けてしまっているところがあるので、そこをいま一度、点検する意味でも、きちんと課題として、やはりどこかに何か書けないかなというのは工夫させていただきたいと思います。以上です。

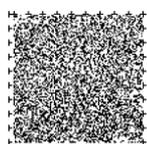
○部会長 ありがとうございます。

では、課題として、きちんと把握していつているところを明確にしてください。このような工夫をお願いできたらと思います。ありがとうございます。

この答申案関連で、ほかに御発言がおありの委員の方、おありでしょうか。

○委員 聴覚障害者協会。

前回の委員会の際に意見を出したんですけれども、SDGsのところでも移動支援事業。ここのところでは障害種別をはっきりと出しているということで、聞こえない人のところが載っていなかったということ、たしか意見として出したと思います。聞こえない人でも、やはりいろいろな支援が必要な人もいる



わけですね。そういうこともあって、省かないでいただければと思うんです。柔軟な表現の方法、例えば、「など」といったような表現方法も、していただければと思っています。

先ほど御意見を出されていた内容とやっぱり同じように、もう少し言葉を工夫していただければと思います。以上です。

○部会長 委員、ありがとうございました。

本当に、いろいろな方がいらっしゃるというあたりを、かっちり踏まえての答申案をつくっていただけたと思うんですが、まだちょっと検討していただくところはあるかと思っていますので、お願いいたします。

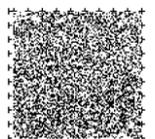
答申案関連で、ほかに何か御発言がおありの委員の方、いらっしゃいますでしょうか。もし、今日、言いそびれてしまったとか、気づいたこととかがあれば、先ほどの意見用紙を使っていただくとか、どんな形でもよろしいかと思えますので、また事務局のほうにこの答申案に関しての御意見等は出していただけたらと思っていますので、お願いをいたします。

それでは、今日、もう1つ大事なところで、報告事項ということで、手話言語条例について資料を用意していただいていますので、この御説明を事務局、お願いいたします。

○障害施策推進課長 事務局です。

資料2を御覧ください。世田谷区手話言語条例（案）についてという資料となります。

1の主旨ですが、この間の経過を含めて書いてございまして、検討会を設けて条例の検討をしてきました。骨子案の状態で6月にパブリックコメントを行いまして、その後、条例の素案になりまして、このたび条例案になったという

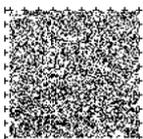


ことになります。

その下、これまでの経過ですけれども、区議会の福祉保健常任委員会への報告ですとか条例に関する検討会の開催状況について、日を追って記載をしてございます。先日、第5回目の検討会を終えて、この条例は、ほぼ固まってきたというような状況になっています。

改めてですけれども、3のところ、名称が、手話が言語であることを示す簡潔な条例名としていこうということで御同意いただいたということで記載をしております。

ページをめくっていただきまして、2ページ目、条例（案）についてというところで、別の資料も御用意しておりますが、素案から案への変更点としまして、前文のところですね。前文と言えいいんでしょうか。前文において、手話を必要とする方の権利の尊重される地域共生社会を実現していくために条例を制定するんだということを明記していきますと。それから、前文と4条のほうで、手話が言語であることを定義する権利が幾つかあるんですが、このうち並び順を少し修正しています。それから、第2条での、手話を人とする者という定義を明確にしています。その他、文言の修正をしましたと。こういった修正。逆に言えば、素案になるまでで、かなり出来上がりつつあったといいましょうか。大きな修正なく案になっている状況というふうに御理解いただければと思います。その下、5、条例に基づく取組ですけれども、例としてこんなことを考えているということで5点ほど記載をしてございますので、こちらは御覧いただければと思います。それから、令和6年度に予定するものと令和7年度以降に向けて検討するものと、少し分けた形で記載をしていきます。多くのものが手話の理解ですとか、あるいは、手話の担い手の関係の施策を拡充して



いこうというものが多いかなと思っています。

次のページ。今後のスケジュールは記載のとおりでして、11月の区議会の第4回定例会に条例案を提案してまいります。4月の条例施行を目指します。

資料2-1でございまして、こちらが、先ほど申し上げましたが条例案ということで、条文の形のを再度一度御確認いただければと思います。前文があって、目的があって、定義という形で進んでいきます。全10条の構成でというところを御覧いただければと思います。これが条例ですね。

それから、資料2-2。こちらが素案と案の対照表ですが、変更になった部分に下線を引いてございますので、こちらも御覧をいただければと思います。

御説明は以上です。

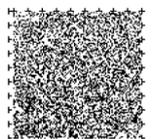
○部会長 御説明ありがとうございました。

世田谷らしい、すごく大事なところを、かつちり入れ込んだ条例ができたんじゃないかなと私は思いましたが、この条例に関して御質問、御意見等、おありの委員の方、いらっしゃいましたら、お願いをしたいと思います。

委員、ぜひお願いいたします。

○委員 いろいろ御審議いただきまして、ありがとうございます。

前回、審議会で審議した内容を少しお伺いしたんですけれども、やはり聞かない人として、ちょっと引かかる部分があります。それがどこかといいますと、そのあたり、ちょっと御説明をいただきたいところがあるんです。引かかっているところは、権利の言葉を入れ替えたという部分なんですけれども、並び替えたというお話でしたよね。手話を獲得する、習得する、この2つになっていますね。その次には、手話を学ぶというのも手話を習得する、これは意味は同じなんです。なので、ちょっとダブっているところになりますね。



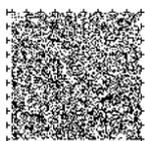
本来ならば手話を獲得する、つまり、聞こえない人は自然に言語として身につく場所、身につくものなので、自然に手話を覚えていくんです。なので、それが獲得ということになるわけです。

次に、手話を学ぶというのは、聞こえる人たちが手話を知る、学ぶ、勉強したいという方たちが手話を習得するということになります。このあたりが、ちょっと曖昧になっているかなと思うんですね。このことについても意見を出したかと思うんですが、区のほうで改めて審議をしていただいたというようなことだったと思うんですけれども、ちょっとこのあたり、御説明いただけますでしょうか。

○障害施策推進課長 事務局です。

今、前文で言いますと、「手話の獲得（手話の習得をいう。）」という説明、文章になっているところがあります。まず、そこについてお話しさせていただきますと、実は、この点、先日の条例に関する検討会でも当事者の方から御意見をいただきました。実は、率直なところ、事務局としましても、ここをどういう形で条例の文章を整えるか、区役所の法規、法令の部門と何度もやり取りをさせていただいて、結論、今、こうなっているというような状況です。

私が説明を受けているということでの御説明になってしまうんですが、法規上の解釈として獲得という言葉が、物を獲得するときの言葉として法規上使われると。それから、習得という言葉は、技術を習得するときに使われるというか、法規上の説明を、そういうことを受けまして、この条文の中では、先ほど申し上げたような、こういう文章に今なって、「手話の獲得」の後ろに、あえて「(手話の習得をいう。）」という説明をつけているという、ちょっと見ると不思議な印象を持つ方もあるかと思うのですが、条例の文章としてはこうなっ



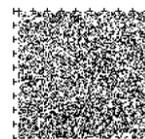
ているという、そんなような状況になりますので、御理解いただければということをお願いいたします。

○委員 このあたりの工夫ですね。手話の獲得及び習得みたいな書き方がいいかなと思っております。逆に、手話を学ぶというところを省けば、意味としては筋が通るんじゃないかなと思います。もう少し検討していただけたらなと思っています。

○障害福祉部長 障害福祉部長です。

先日も、実は同じように修正のお話が出ました。今、課長が申し上げたように、法規とのやり取りは、そういうやり取りだったというふうに私も聞いています。ただ、実は、専門家の先生からも、ちょっとそこは意味が違うんじゃないですかという御意見も、実はいただいて、その場でもどうしようかという話の議論にはなりました。ただ、ここをまず、あえてこの手話の獲得というところからの文言を使わせていただいたのは、手話に関して皆さんの、この協会のほうから出ている文言を、そのまま担当のほうで使いたいというようなことをきちんと法規部門に伝えて、その法規の担当の、すみません、先ほどの言葉の部分も使い方の部分も含めて、法規の担当によっての解釈も多分若干違うのかなというところもありながら、ちょっと調整をした次第です。

現時点でここを変えてしまうと全体の文章の構成に影響してしまって、この時点で変えると、すみません、内部手続的なことを申し上げて非常に恐縮なんですけれども、結構次の議会に出すことがもう無理で、一からある程度また、ざっとやり直さなきゃいけない状況が発生してしまいます。なので、前回の委員会の中でもちょっと申し上げたんですけれども、その違和感の受け止め、こちらもしっかりとさせていただいて、条例って、これでできたら全部終わりとい



うわけではないので、次のときに細かな部分の修正とかもあったりするときの、そのタイミングで、ここの違和感について、もう少しうまい文言がないかとか、そういうふうなところをきちっと反映できるようにしていきたいなということで、大変申し訳ないんですが、受け止めとしてさせていただければというふうに思った次第です。以上です。

○委員 事務局の御説明、分かりました。とにかく、そういうようなやり取りがあったということが議事録に残っていればいいかなと思います。今日、今、質問はこれで終わりで大丈夫です。ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございました。

獲得と取得の大事な違いを、委員は今また確認してくださいましたし、今後、条例を変えていくこともあり得るのでということですので、ぜひまたよろしく願いいたします。ありがとうございます。

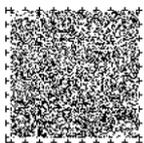
この手話言語に関して、ほかに何かお気づきの委員の方。

委員、お願いします。ここに大事な役割を果たして下さっています。

○委員 どうもありがとうございます。5回にわたる手話言語条例の検討会で委員長を務めさせていただきました。

今、委員さんがおっしゃったような内容についても、非常に細かく精査をして、議論をして、結果、今、皆さんのお手元にある条例案として確定をしたというところではあります。

この世田谷区の手話言語条例を制定、検討するに当たって、他の自治体の手話言語条例なども見比べながら、もちろんいいところは取り、世田谷らしきを出すところはきちっと出しというところで、実は、10月11日が検討会の最終回ではございましたけれども、委員の皆様から、もちろんいろいろなこれからの



課題はあるかもしれませんが、世田谷らしい、ほかの条例とは一味も違った手話言語条例ができたのではないかと、いうところで意見の一致を見たところでございます。

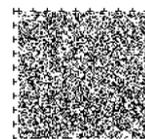
そして、そこからさらに展開をして、この手話言語条例は、これは前回も少しお話ししましたけれども、手話が言語であるというところで、手話を必要とする人、それはろう者の方、それから途中で聴覚障害を持った方、ろう者の方とコミュニケーションをする聞こえる方、この方たちに全てに、この手話言語条例の意義が行き渡っていくということが大事でございますので、その後の展開について、いろいろな期待も含めて施策の方向性についても語ったところでございます。

委員長としての気持ちとしては、障害者施策推進協議会で、これは聴覚障害者の方のための手話言語条例であります、それができましたということにとどまらないで、これを1つのきっかけとして、様々な意思疎通や、あるいは情報収集に困難を抱えている人たちのことも展開していくための、まさにスタートラインとして位置づけていくことが大事だということを強く実感したところでございます。

貴重な時間、申し訳ございません。少し報告させていただきました。ありがとうございました。

○部会長 委員、大事な御指摘をありがとうございました。本当に、これから手話が世田谷で大事な情報手段として、聞こえる人も含めて学び取っていくという流れをつくっていただけたかと思っておりますので、ありがとうございます。

ほかに、この条例関連で何か御意見おありの方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。本当に世田谷らしく、これからまた期待できる条例をつ



くっていただけるところまで来たかなと思いますので、関係された方、本当にありがとうございました。

それでは、一応条例についてはここまでとさせていただきますが、全体、前の答申案なども含めて発言、また、このことを言うておきたいという委員の方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

では、事務局から最後をお願いしてよろしいでしょうか。

○障害施策推進課長 本日は皆様、様々御意見いただきまして、ありがとうございました。最後に、事務局からの事務連絡が何点かございます。

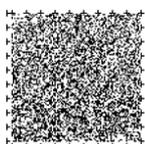
1つは、先日、9月7日に玉川せせらぎホールで行われました、計画のシンポジウムの結果について簡単に御報告をさせていただきます。

今年度は区の4つの計画の合同のシンポジウムということで開かれまして、委員のほうにも御出席いただきまして、ありがとうございました。その際、参加者、会場のほうの御参加が88名、オンラインが117名で、計200名を超える御参加があったかなというふうに報告を受けております。シンポジウムの模様を動画にしまして、後日、区のユーチューブチャンネルに掲載予定ということで聞いておりますので、日にちが分かりましたら、また皆さんのほうに御案内をさせていただければと思っております。

続いて、本日の協議会、皆様のほうから御意見いただければと思います。また用紙を今日もつけておりますので、御意見いただく場合には、10月31日までにいただければと思います。よろしく願いをいたします。

それから、また、本日の議事録についても、事務局で作成しましたら後日確認させていただきますので、こちらも併せてよろしく願いをいたします。

さらに、次回、本協議会の日程ですけれども、年明け、2月頃の開催を予定



してございます。また詳細、日程が決まりましたら御案内差し上げます。

連絡は以上でございます。

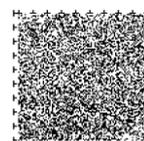
○部会長 ありがとうございます。

それから、この後のセミナーや催物の情報なども、会場にいらっしゃる方には頂いていますが、このあたりでは委員、何か御説明とかはありますか。

○委員 ありがとうございます。

配布させていただいております、私は東京都自閉症協会のほうで、みつけばハウスという発達障害の若者の居場所を運営しているんですが、その事業報告会が11月8日にあります。11月8日、事業報告会と同時に、オープンルームをみつけばハウスはやりまして、そこで、うちの利用者さんたちが、ワンダーヘンダーマーケットという催しを考えてくれて、自分たちの作品をそこで展示したり、あと、みつけばの歴史を説明するブースがあったり、あとは自作のゲームをみんなと一緒に楽しんだりとかという、いろんな催しを考えてくれるようなので、もしお時間ありましたら、ぜひみつけばハウスに遊びにいらしてください。よろしくお願ひします。

○委員 もう1つのチラシで、高次脳機能障害者と家族の会の25周年記念公演のチラシをお配りいたしました。これは私たちもずうっと抱えている問題で、介護者がなき後、親なき後、介護者がいなくなった後、どうするのかというので、グループホームの話も先ほど出ましたけれども、それだけでは済まなくて、その先どうなるのかというところは、どうしてもみんな分からないところで、この委員会の方が講師のお1人になってくださいますして、今後どういふことを準備していけばいいのかというので、これは高次脳機能障害だけに限らず、いろんな障害の方たち、それから認知症の方、いろんな方たちにも通用す



る話なので、Z o o mでも入れますので、もしよろしければ、どうぞ御参加ください。

○部会長 世田谷らしい、いろんな企画が予定されているということですので、ありがとうございました。本当に委員は親なき後のことについて、いろんなところでお話をしてくださって、とても世田谷にとっても心強いなと思っていました。ありがとうございます。

それでは、大事な情報もたくさんいただきましたが、今日の検討事項等については全て終了しましたので、これで終了とさせていただきます。御意見や情報等、おありの方は、また事務局のほうに10月31日までぐらいに出していただければということですので、よろしく願いいたします。

では、障害者施策推進協議会はこれで閉会といたします。どうもいろいろありがとうございました。お疲れさまでした。

午後 8 時27分閉会

